

# 【オンラインイベント】

経済産業省委託「製造業における外国人材受入れ支援事業」

## 製造業における特定技能外国人材向けジョブフェア

(主にフィリピン・ベトナム対象) 参加企業の募集

開催日時 (日本時間)	2021年11月24日(水) 14:00~16:00	対象	外国人材を雇用したい日本企業の方 * 経済産業省の所管する、製造3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)に限ります。
実施方法	オンライン	参加費	無料

日本で働きたい  
外国人材と  
出会えるチャンス

### イベント概要

本イベントでは、日本企業の皆様に、外国人材への企業紹介や質疑を通じて、特定技能外国人制度の利用による人材の獲得の一助とする目的として実施いたします。なお、外国人材の方に日本企業を紹介することを目的としており、直接の採用活動とは異なります。

1号特定技能外国人の雇用にご関心のある日本企業の方のご参加をお待ちしております。

### プログラム内容

- ・参加する外国人材に対し各企業より30分×4回 企業紹介・質疑応答
- ・事務局より指定するオンラインルームでの説明

1回目 14:00~14:30	2回目 14:30~15:00	3回目 15:00~15:30	4回目 15:30~16:00
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

企業紹介説明はやさしい日本語でお願いします。  
説明の回数は、当日参加する外国人材の人数等により変わる可能性があります。

### 参加要件

- ・製造3分野※に該当し、1号特定技能外国人の受入れ希望のある事業者

※対象業種については以下リンク先及び裏面参照

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/pdf/20211001.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20211001.pdf)

### 参加する外国人材

- ・フィリピンやベトナム等での製造分野特定技能1号評価試験※・日本語能力試験に合格した者、及び合格を目指している者
- ・フィリピン、ベトナム等にいる技能実習修了者 等

※対象業務区分については裏面参照

### 申込

お申込専用URL

[https://www.sswm.go.jp/seminar\\_j/jobfair\\_detail\\_01.html](https://www.sswm.go.jp/seminar_j/jobfair_detail_01.html)

上記URL又は右記QRコードよりお申込ください。

申込完了後、通知メールが配信されますので内容をご確認ください。

セミナー開催日の2日前までに当日参加用のURLを送付いたします。



### お申し込み・開催に際しての留意事項

- 外国人材参加の方は、日常会話レベルの日本語能力を有する方にご参加いただきます。
- 企業紹介説明は、やさしい日本語でお願いします。外国人材とのコミュニケーションに関しては、必要に応じ、通訳がサポートいたします。
- 本イベントは、外国人材の方に日本企業を紹介することを目的としており、直接の採用活動とは異なります。
- 外国人材の応募状況によっては、お申し込みをいただいてもご参加いただけない場合がございます。
- 1号特定技能外国人の受入れ希望のある事業者以外の方はお申し込みいただけません。
- 製造3分野(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)で特定技能外国人材の受入れを希望する事業者は、受入れにかかる出入国在留管理庁への在留諸申請時には協議・連絡会の構成員である必要があります。
- 本セミナーの申込に際して登録いただいた個人情報は、以下のページの記載に則って、適切に管理をいたします。  
<https://www.sswm.go.jp/privacypolicy/>
- 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません
- 止むを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます
- 録音、撮影、キャプチャ、スクリーンショットはご遠慮ください。

お問い合わせ先

企業向け製造業特定技能外国人相談窓口問い合わせ(株式会社JTB 新宿第二事業部内)

電話番号 03-5909-8762又は03-5909-8746 平日10:00~17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

E-mail : [seizou-gaikokujin@jtb.com](mailto:seizou-gaikokujin@jtb.com)

「経済産業省 製造業における特定技能外国人材の受入れについて」より  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikokujinzai/pdf/20200731.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20200731.pdf)

## 製造3分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

素形材産業		産業機械製造業	電気・電子情報関連産業
2194	鋳型製造業（中子を含む）	2422 機械刃物製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
225	鉄素形材製造業	248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	29 電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業及び2929その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）を除く）
235	非鉄金属素形材製造業	25 はん用機械器具製造業（ただし、2534工業窯炉製造業、2591消火器具・消火装置製造業及び2592弁・同附属品製造業を除く）	30 情報通信機械器具製造業
2424	作業工具製造業	26 生産用機械器具製造業（ただし、2651鋳造装置製造業、2691金属用金型・同部分品・附属品製造業及び2692非金属用金型・同部分品・附属品製造業を除く）	
2431	配管工事用附属品製造業（バリブ、コックを除く）	270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）	
245	金属素形材製品製造業	271 事務用機械器具製造業	
2465	金属熱処理業	272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	
2534	工業窯炉製造業	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
2592	弁・同附属品製造業	275 光学機械器具・レンズ製造業	
2651	鋳造装置製造業		
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業		
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業		
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）		
3295	工業用模型製造業		

事業者の業種判断の  
 詳細は「ガイドライン」を  
 参照ください  
 (次頁に抜粋)

(参考1) 特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（告示に関するガイドライン）（法務省）  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.htm](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.htm)

(参考2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000044.html#e](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e)

### 「対象業務区分」(製造分野特定技能1号評価試験、技能実習2号対象職種)

鋳造	めっき	プリント配線板製造
鍛造	アルミニウム陽極酸化処理	プラスチック成形
ダイカスト	仕上げ	塗装
機械加工	機械検査	溶接
金属プレス加工	機械保全	工業包装
鉄工	電子機器組立て	
工場板金	電気機器組立て	